

「乗務員の業務等の見直しについて 考えよう!!!」

え？早め出場って「業務指示」だったの？ part 3

本社より提案されている『乗務員の業務等の見直し』について新潟地本も新潟支社に 17 項目の要求を提出しています。本社提案を受けて私たちが懸念している事をお知らせします。

要求①

新潟支社において「早目出場(3分)」のための労働時間が3分付加されているのか明らかにすること。

解説

本社は乗り継ぎ時刻の3分前に出場することは業務指示であると明らかにしました。業務指示である以上乗り継ぎ時刻の3分前

は乗り継ぎ箇所に『居なければならない』ことになりますが、どのように教わりましたか？運輸区からホームから移動するための時間が『折り返し時間』として設定されていますが、新潟支社でも早め出場のための3分が労働時間として付加されているのでしょうか？

要求②

「早目出場の見直し」に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。

解説

本社は早め出場の業務指示は行わないことに見直すとしていますが、『その本質は変わらない』と記載されている会社資料の『その

本質』が何を意味するかはまだ明らかではありません。仮に3分の労働時間をカットした上で、早めに出場することを乗務員に委ねるのであれば「違う！」と言わざるを得ません。団体交渉で新潟支社の考え方を明らかにしていきます。